


議 会 事 務 局	受付番号	令和 2 年第 1 号
	受付日	令和 2 年 8 月 5 日
	送付日	令和 2 年 8 月 7 日
	回答受理日	令和 2 年 8 月 21 日

様式第 1 号 (第 3 条関係)

松阪市長 竹上 真人 様
(市議会議長経由)

議員名 久松 倫生 

文 書 質 問 書

松阪市議会文書質問取扱要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり質問いたします。

記

- 1 質問件名 「太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の
実効性について
- 2 質問内容 別紙のとおり
- 3 回答期限及びその理由
2週間以内

2020年8月5日

松阪市長 竹上真人様

松阪市議会議員 久松倫生

「太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」の実効性について

7月22日の「未来を語る会」についての地元紙の報道で、太陽光発電設備の設置について「ガイドライン」（県が設定）をもとに「行政指導的な話で取りやめになった」「行政機関と施工業者の話ができるようにしたい」という見解が示されています。事実としてどういう実態があるのかお示し下さい。

今、太陽光の設置の問題で「ガイドライン」の実効性が問われていると思います。そこで、以下質問いたします。

三重県が定めている「太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン」において「計画段階から地域住民、市町、県に情報が提供され、設計、施工、運用、廃止の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等を示した」のがガイドラインとあります。

適用対象の項で、FIT法で認定申請したのも本ガイドラインの対象とすること、太陽光事業に関連するあらゆる事業者が本ガイドラインを参考にしながら事業を行うことが望まれるということ、管理責任明示のため管理者名や事業情報を記載した標識の提示が求められていることを確認します。

県、市の役割の項に次の記載があります。

「県は、不適切案件の発生状況について、市町等から情報を入手し、過度に不適切な案件については、FIT法第12条、第13条、第15条に基づく指導・助言・改善命令、認定の取り消しの措置について、市町と連携し、国に相談を行います」となっています。

実際の事業推進の過程で「地域との関係構築」という項目があります。そのなかに「地域住民とのコミュニケーション」5項目が明記されています。これが、まったく顧みられなかった場合「不適切案件」にあたらぬのかどうか、見解をお示しください。

施工については、事業者は、関係法令及び条例の規定に従い、施行が行われることが必要です。公有財産の無断改変、隣地との境界確認なしの工事施工、ガードレールの無断撤去などの行為が関係法令違反、条例違反に当たらないのか見解をお示しください。

もしそうした事例に該当するとすれば、市として不適切事例として県に伝え、国への相談を行うべきではないか、見解を伺います。